

令和5年度 第2回生駒市障がい者地域自立支援協議会 会議録

時間：令和5年10月18日（水）

午後1時30分から

場所：生駒市コミュニティセンター

401 会議室

1. 開会

事務局：（あいさつ）

（会議の公開について説明、傍聴者の確認）

（会議の録音の許可のお願い）

（手話通訳者・要約筆記者の入室許可のお願い）

（発言の際の注意事項について説明）

（新たな委員2名を含む委員の紹介、事務局出席者紹介）

新たに委員になられた方を紹介

生駒市商工会議所副会頭 中谷委員

生駒市立真弓小学校校長 前田委員

（資料の確認）

（福祉健康部長あいさつ）

2. 案件

案件に入る前に、前回の質疑において事務局持ち帰り確認となっていた2点の内容について事務局より回答

事務局：自立支援医療の精神通院の受給状況に関して、令和3年の6月末から令和4年の6月末にかけて、ほぼ横ばいとなっている理由について質問いただきました。改めて奈良県の方に確認しましたが、生駒市に限らず他市町村も同様の傾向があり、県としても理由については確認中であるということで、明確な回答がありませんでした。ですが、6月末という時点の数字であるということもあり、改めて、3年度末、4年度末の数字を確認してもらったところ、おおよそ交付件数としては10%ほど増えているということで、一時的な数値としては横ばいでしたが、今後も自立支援医療の精神通院の受給状況については、増えていく傾向は変わらないのではないかと回答がありました。

事務局：生駒市安心生活支援事業、地域生活支援拠点のリーフレットの中で、緊急時受け入れ事業の対象者について、知的、身体、精神の3つの障がいの他、発達障がい、難病患者が当初から含まれていたものかということについて、要綱の方を改めて確認いたしましたところ、発達障害、難病患者の方も含まれる取扱とさせて

いただいております。一方で、実運用の面では、発達障害、難病患者の受け入れ人数、実績は、大変少なくなっています。今後も、各分野で支援をされている他の事業者さんとも連携をしながら、しっかりと体制を作っていきたいと考えております。

(以上2点の回答後、議事の進行は神澤会長へ)

(1) 第7期障がい者福祉計画の全体構成等について

事務局：(資料2 目次、第1章について説明)

資料説明終了後、質疑応答

辻村委員：目次の第4章の施策の展開の1つ目に書かれている生涯を通じた保健医療サービスと療育・保育・教育の充実と明記されていますが、あえてここでは福祉という言葉を使っているというところに何か理由はございますか。福祉というのは、全体を包括しているような概念だと言え、それまでなのですが、障がい者福祉においては、経済的な問題、課題が非常に重要だというようなことが、アンケートにおいて保護者の方たちも指摘されておられます。おそらくこの計画全体の中で、そうした生活の支援というときに、経済的な支援をどうしていったらいいのか。生活保護とかにも関連するのでしょうか、そうした福祉の要素を含んでいるというように考えれば、ここには福祉という言葉が入っていてもよいのではないかなという感想でございます。

事務局：福祉というワードは、確かに入っていないということにはなるのですが、いわゆる療育のサービスという部分に関しましては、そこに紐づけるような形で具体的な取組についても、基本的なところについては第6期から継承する形でさせていただきます。と思っています。

後ほど、取組の方向性も説明させていただきたいと思っています。

ご指摘の経済的な支援に関しましては、基本目標第2の地域生活のための総合的な支援体制の充実というところに、例えば自立支援医療費の給付として18歳未満の育成医療や、児童扶養手当の支給についても盛り込んであります。経済的な支援に関しましては年齢に関わらず、基本目標2の項目で整理させていただきたいと考えております。

(2) 生駒市の現状について

事務局：(資料2 第2章について説明)

資料説明終了後、質疑応答。

辻村委員：適応指導教室、通級指導教育にはどのような違いがあるのですか。

委員長：前田先生がおられるので、よろしければ前田先生にお答えいただけますか。

前田委員：適応指導教室というのは、主に不登校の子供たちの居場所づくりの場となっています。

通級指導教室というのは、特別支援学級に入られていないお子さん、通常学級にいて、特別に支援を必要とするお子さん、例えば、学習障がいがあるお子さんに対して通級に通っていただき、特別に補足的な支援を行うのが通級指導教室になりますので、通っているお子さんの状況が違うということです。

委員長：生駒南第二小学校にできた新しい施設と、生駒小学校のこたばの教室みたいなのと違いについて、説明していただきたい。

前田委員：適応指導教室はいきいきホットルームと、のびのびほっとルームが生駒市にあります。いきいきホットルームは、中学校に通っておられるお子さんの中で、ちょっと学校に行きにくい子どもが、勉強したいということで、希望される方が通われています。

昨年度からのびのびほっとルームというのを、生駒南第2小学校の方に設置しています。それは小学生を対象にした、小学生でちょっと学校に行きにくいお子さんの居場所ということで、提供しています。

昨年度までは生駒小学校と光明中学校で、通級指導教室を置いていましたが、今年からは全学校に、通級指導教室を作りまして、指導員が巡回で回りながら、学校にいるコーディネーターの先生と一緒に通級指導を行っています。

山本委員：特別支援学級と通級指導教室の二つのお話がありましたが、生駒市の学校では、聴覚障がいの児童は実際にいらっしゃいますでしょうか。市内の小中学校に通われている聴覚障がいの児童がもしあれば、その児童は特別支援学級に通われているのでしょうか。

事務局：申し訳ありません。事務局の方で正確な数字は持ち合わせておりません。次回、報告させていただきたいと思います。

委員長：視覚障がいの方についても同じように調べておけばよいのではないかと。

事務局：それぞれの障がい別でも調べておきます。

山本委員：聴覚障がいは、人によってさまざまということが分かっております。軽い難聴の場合や、個別の状況によって本当にまちまちだと思います。地域の小学校に通っている、通うことができるお子さんもいれば、そうでない方もいるのでそのあたりを含めて聞きたいと思います。

### (3) 第7期計画に向けた課題、取組の方向性について

事務局：(資料3について説明)

資料説明後、質疑応答。

浅井委員：意見ではなく、報告や情報提供といった内容ですが、該当するとすれば生涯を通じた保健医療サービスの位置付けになると思います。先週、愛知県の豊田市で開催された地域共生サミットに参加させていただき、非常に良い報告や事例を聞かせていただき、情報共有したいと思い、話をさせていただきます。引きこもりの方とかの問題がすごく大きくなっていて、千葉の松戸市での報告で、在宅医療介護連携支援センターにて、地域における保健医療福祉の包括的な相談支援を行っていることについて、ドクターの方からご報告がありました。要は、引きこもりの方の問題が全国の中ではすごく大きいと思いましたが、そういう方たちは病気があっても診療所に行かない。気がついた時にはもう末期のがんだということで、手の施しようがないといった方がいます。ドクターのお話では、早期発見していききたいということで、今までの経験をお話しされていました。地域包括支援センターなどが入っていたが、本人が「来てくれるな」というようなお話になり、情報が共有できず、訪問看護にも行けず。そのまま半年後、もう気がついた時に、どうしようもない状態だったと。でも、その時にドクターがアウトリーチということで、家庭に訪問されたが、それは当然自分たちだけではできないので、介護や福祉機関の方から色々な相談を聞いて行かれるそうです。その時に、内科的な問題と置いていたら、精神疾患があるから、精神科の先生に行ってもらおうとか。学校の子どもたちであれば、小児科の先生に行ってもらおうということで、家から出られないような人たちのところの問題に入っていく、もしくは、そこのご家庭に入っていけば、その人だけではなく、ご家族にもいろんな問題があるということで、そこでも色々な機関で共有されて取り組んでいるという話を聞かせてもらいました。このようなアウトリーチで、引きこもりの人たちにとっては、医療的な問題もあり、ここではどちらかということと子どものことについて書いてありますが、生

涯を通じた保健医療ということであれば、高齢の障がい者の方とか、そのような人たちへの取組の一つとして、これから考えていく必要があるのかなと思っています。松戸市のホームページにも載っており、市役所の方も多く参加されていたので、情報を共有していただければと思います。よろしく願います。

古川委員：順番が前後しますが、確認したいことがあります。

22 ページに「意思疎通が困難な重度障がい者について医療従事者とのコミュニケーションを支援する事業を行っています」とあります。そして、26 ページには、(1) 情報保障および意思疎通支援とありまして、障がいの有無や程度に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、手話が言語であることの表記がされています。これはこれでよいのですが、22 ページに戻ってもらうと、「意思疎通が困難な重度障がい者に対し」とあり、これでは少し甘いのではないかと思います。聴覚障がい者は、手帳を持たなくても聞こえにくい人や聞こえに不自由がある人もいます。重度障がい者だけではなく、聞こえにくいというすべての市民の方を対象とするように変えていただきたいなと思います。

事務局：22 ページの「意思疎通が困難な重度障がい者」というのは、主に知的障がいの方を想定している制度で、重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業としております。それはご家族や事業所から入院中の方に対して支援して欲しいという相談をいただいて支援を開始するというようなこともあります。事業としては、知的障がいの方を想定しております。

浅井委員：補足です。どうしても知的障がいの重い方は、1 人にしておけないということで、入院や通院を嫌がられます。それでもう 10 年ぐらい前から生駒市と話をさせていただき、確か 7、8 年前になりますが、意思疎通の支援として支援職員が病院に行っても、医療の支援として認められず、生駒市独自のこの制度により、支援者をつけていいということで病院側でも安心して治療を受けられるようになりました。生駒市が、他の市町村に比べて早く配慮していただき、作ってもらった制度で、非常に感謝しております。

飛矢委員：生駒市の方で色々なことに取り組んでいただいているということが、分かったのですが、特に精神障がいに関しては、障がい福祉課に精神保健福祉士 2 名を配置し、相談体制の充実ということで、実は私個人的にも相談したことがあり、精神保健福祉士の方とお会いして、とっても丁寧に親切に、一時間くらい

かけて2名の対面で話を聞いてくださりました。「ここから一步始めましょう。それをすることでこういう見通しが立ちます」というふうに、具体的な今後のことについて考えていただいて、本当によかったと思っています。個人の相談だけじゃなくて、私が所属しているひだまり家族会にも、家族で悩んでいる方がおられます。そういった支援団体に、市の方が来ていただき、特に堅苦しい会議ではなく、年に数回でいいので定例会、交流会のようなものがあれば、課題も共有できるのではないかと思います。

もう一つ、生駒市の取組で足りない点について、精神障がい者のグループホームや1人暮らしの親亡き後の生活をするための訓練の場とか、ショートステイの施設といったものが生駒市には今ありません。急にできるというものではないですが、先ほどの交流会を通じて、家族会として意見も出していきながら、少しでも進んでいっていただければと願っています。

浅井委員：28ページの下から4行目の令和4年度から成年後見制度利用支援事業の対象者を拡大し、後見申し立てや報酬に関わる費用助成についてですが、これは障害年金などの年金だけで暮らしておられる方は対象にはならないということですか。また、報酬については、後見人に係る報酬のことですか。

事務局：対象としましては非課税世帯ですので、障害年金は非課税の所得になるので、障害年金だけで暮らしておられる方については、対象となります。報酬というのは、後見人になっていただいた方への報酬を支援するということです。

浅井委員：親亡き後、後見人を付けておいて欲しいということは、支援する法人側としてはありますが、親御さんに理解していただけないことが多いです。

結局、一つ引っかかっていることが後見人に払う報酬というところで、後見人に報酬を払うのがもったいないから社会福祉法人がやってくれればいいけど、知らない人に払うのは嫌だという話が結構多くなっています。

後見人に係る報酬の金額について、裁判所が決めるということは、知っていましたが、多分非課税の障害年金だけであれば、大体同じような金額になるのかなと思います。もし、オープンに誰でもということなのであれば、ひとり暮らしやグループホームでも報酬が出るのであれば親御さんも喜ばれると思います。そこまで普及はしていないのでしょうか。

事務局：今年の1月から高齢者の方と65歳未満の障がい者の方向けということで、福祉政策課と連携し、できるだけわかりやすいリーフレットも作って周知をはかってきたところですが、なかなか周知も難しいところです。生活支援センターにはそ

のリーフレット等を共有させてもらいましたが、今後、事業者も通じて、制度の周知について、ご協力いただけるとありがたいと思っています。まだ対象を拡大して1年も経っていませんが、利用がまだありません。今後も周知を頑張っていきたいと思います。

辻村委員：23 ページの保健・医療サービス等の充実、早期療育・保育・教育の充実ということについて、色々書いていただき、大変心強い姿勢と感じています。

最近、ある県の児童施設の職員の集まりで色々話をうかがいました。

例えば乳児院では、ただ赤ちゃんを預かるだけでなく、預かる前からの母子保健について、妊娠した時から相談、指導するといったところまで広がっています。

また、児童養護施設では、施設を出た子どもたちには、基本的にはあまり相談相手がいないため、そのような子どもたちが妊娠したりした時の、母子保健といったことについても積極的に相談体制を整えていこうとしています。

また、助産師や保健師にも、そういうところに注目して色々な活動をやっているという話もあったそうです。

ところが、その県の担当者は、福祉と母子保健は担当がそれぞれ異なるということをおっしゃって、施設長さんたちは大変憤慨したという話も聞きましたので、生駒市の母子保健、保健医療サービス、更には教育や保育ということに関連して、しっかりと対応をする体制を求めていこうというのは大変心強いと思いました。

それとは別な話として、児童、障がい、高齢、すべての分野において、施設関係者、事業所関係者の事務量が非常に増えていると聞いています。国に対しても、事務量をもっと簡単に、軽減するようにという要望を出しており、県としてもそのような方向で対策を講じているみたいですが、実際の現場ではなかなか事務量が減っていません。国が減らしてもよいとしても、市町村レベルになると、細かいことを要望することになり、特に生駒市はそういう傾向にあると聞いております。事務量が増大していることに対し、市の考え方、取組でもっと軽減できると思いますので、そういう方向についても具体的な対策をとっていただきたいと思います。

その他、優先調達と障がい者雇用の部分についてちょっとお尋ねします。優先調達を進めようとはありますが、今年度の優先調達ではこれぐらいの契約をやりましたという実績が欲しいです。以前に尋ねたときには疑問に思うような数字でしたが、掛け声倒れになってはいないでしょうか。また、障がい者雇用について、国においても雇用率の目標等がありますが、生駒市の障がい者の雇用率というのは、現状はどれぐらいになっているのでしょうか。

事務局：市役所での雇用率は2.8%となっており、地方公共団体の法定雇用率2.6%を0.2ポイント上回っている状況です。

事務局：業務の軽減について、介護事業所の方では作業軽減に向けて、IT化、ICT化を進めています。各種申請書の簡略化であったり、インターネットだけの申請でよいというような動きはどんどん進んでいます。介護業界の動きに応じて、介護保険課の方も合わせてやってくれています。そういったところで、事業所の負担が少なくなるという実績ができましたら、障がいの方の事業者の方へも展開していきたいなというふうに思っています。

事務局：優先調達についてですが、今日細かい数字は持っていませんが、令和3年度までは、優先調達で年間200万目標で、400万弱ぐらいの実績であったと記憶しています。なお、令和4年度で大口のところの契約がなくなったということがあり、目標値をちょっと下回るという実績でございます。私どもとしても予算編成していくところで、各課の方に優先調達制度の紹介、利用促進の周知をさせていただいています。年度当初にもチラシ等を作り、庁内に強く呼びかけているという状況になりますので、今後も、目標達成に向けて頑張っていきたいというふうに思っております。

委員長：本日、たくさんの意見が出てきましたが、今回の報告で一番心に残ったのは、人員をどのように確保し、養成していくかということ、それから、周知ということもたくさん出てきました。

特にSDGsのところでも触れていましたが、障がいの有無にかかわらず、すべての生駒市民が障がいに対する理解を進めていくことが、とても大切であると感じました。各施策については、今後、第3回、第4回と詰めていくこととなりますが、生駒市として、すべての市民が障がいについての理解を持ち、しかるべき方向に向かうための努力をしていくのだという意思表示のような文章かと思っただけ聞いていただきました。

具体的な意見として、例えば引きこもりのことがありました。これは生駒市だけではなく、他の市町村でも同じようなことがあり、これからは積極的に、そのような施策にもかかわっていけるような内容として策定し、実行していただければと思っています。

#### 4. 閉会

事務局： 委員の皆様におかれまして、お忙しい中、貴重なご意見をいただきありがとうございました。その他といたしまして、次回の日程の確認をさせていただきたいと思います。

次回の3回目の協議会につきましては、11月15日水曜日、午後1時半からコミュニティセンター402・403会議室となります。また、本日の資料のうち、アンケート集計結果速報版につきましては、そのまま机上に置いておいていただきたいと思います。

それでは以上をもちまして、令和5年度第2回生駒市障がい者地域自立支援協議会を閉会させていただきます。本日はお忙しい中、長時間にわたりありがとうございました。

以上